

クラウドクレジット・ファンディング合同会社

2020年9月14日

ジョージアマイクロローン事業者ファンド II 2~8号

運用状況のご報告

標記ファンドに関しまして、すでに一部ローンにおいてジョージアの資金需要者からの返済に遅延が生じている旨は報告させていただきましたが、その後の状況及び2020年8月期における本ファンドシリーズの投資家様への分配についてご報告いたします。

事業の概要

本ファンドにおいてクラウドクレジット・ファンディング合同会社はエストニアグループ会社（Crowdcredit Estonia OÜ）にジョージアラリ建てで貸付を行い、エストニアグループ会社はこの貸付金を原資に、（案件①）マイクロローン事業者ファンドシリーズで貸付先となっている小口融資事業者（B社）グループのジョージア（旧グルジア共和国）子会社（L社）に対して貸付を行うとともに、（案件②）Mintos という P2P レンディングプラットフォームを介して、ジョージアの会社 Creamfinance Georgia LLC の取り扱う個人向けローン債権の購入を行いました。

案件①の資金需要者の変更のお知らせ

2019年5月に、ジョージア国内法規制の変更に伴う影響に伴い、B社グループからの申し出を受け、本ファンドの資金借入人を当初の債務者であるL社から、別のB社グループ会社であるGA社に変更しました。また、L社が債務をGA社に移管した後も、L社がGA社の債務返済を保証するという Guarantee Agreement の締結も同時に行っております。当社としては、投資家のみなさまに過大な信用リスクを負わせることにはならないと判断し、上記の借入人の変更を受け入れました。

この発端となった規制変更に関しては、2018年7月以降、現地ジョージアにて貸金業者を監督している中央銀行が、貸金業者の資本金要件の引き上げ等の規制強化を進めており、業界全体で事業に対する逆風となっております。

リストラクチャリングと今後の分配に関して

L社は現在有しているマイクロファイナンス事業者免許を当局に返上する代わりに、より規制環境が緩やかなライセンスの取得に向けた行動をはじめました。ジョージア現地の法律では、マイクロファイ

ナンス事業者免許を当局に返上するためには中央銀行が任命した清算人による資産査定と事業内容査定を受ける必要があり、問題がないことが確認できたところで免許返上が認められます。当初、L社の免許返上は3か月程度で完了するものと見込まれておりました。しかしながら、実際に清算人がL社の資産査定をしたときに清算人から「L社がエストニアグループ会社に対して行っている保証行為（GA社が当社エストニアグループ会社に返済を履行できなかったときにL社が返済を保証するもの）が、『マイクロファイナンス事業者は株主もしくは現地金融機関以外からの融資等をうけてはいけない』との規制に反するため、これを解除しない限り免許返上はできない」と指摘されました。当社グループも清算人と直接コミュニケーションをとり、清算人が上記認識にあることを確認しました。そのため、2020年4月期末時点におきましても、L社はマイクロファイナンス事業者免許を返上できておらず、またL社に対して新たなライセンスが付与されておらず、清算人の精査のプロセスが継続しております。これにともない、清算手続き中のL社では資金の払い出しが禁じられており、エストニアグループ会社への返済も行われておりませんでした。

エストニアグループ会社とL社及びGA社は、清算人がL社のマイクロファイナンス事業者免許返上を認められる状態へと契約内容を更新させる必要があることに同意し、そのための交渉を行いました。具体的には、L社はGA社のエストニアグループ会社に対する債務に関して保証を外すことで、L社には株主以外の第三者からの融資等が直接的にも間接的にも存在しない状態にいたしました。その半面で、L社は親会社であるB社とGA社への債務を持っていますが、GA社への返済を優先させ、GA社はL社から返済金を受領したときには、その資金で遅滞なくエストニアグループ会社へと返済を行うというものです。エストニアグループ会社とL社・GA社・B社とは、新契約の概要については合意し、契約書の締結作業を進めました。

2020年7月14日配信済みの「ジョージアマイクロローン事業者ファンドII 2号~9号 運用状況についてのご報告」でご報告をさせていただいておりますとおり、2020年8月現在の状況といたしましては、上記のエストニアグループ会社とL社・GA社・B社の契約書は、清算人が受領し締結がされ、この度、L社の清算が完了したとのことですが、新型コロナウイルスの影響により、L社ライセンスの手続きを完了させるまでにはまだ時間がかかる見込みです。

当初のリストラクチャリング案に関しましては、2020年7月22日を満期とし、GA社及びL社より行われた返済を、適宜各号に応じた元本と利息、並びに損害金の残高を基に按分することを予定しておりましたが、上記理由により当初のスケジュール通りの返済が困難であることから2020年12月18日に満期を変更し、同様に按分することを予定しております。現時点で受領している情報をもとにすると、返済に遅延はあるものの、適切な元利金の返済は行われる可能性が相応にあるものと見られます。

2020年8月期は、2019年1月にGA社が債権ポートフォリオを一部売却していた外部回収会社からGA社に対してポートフォリオ売却代金の入金がありました。そのため、GA社は当該受け取り資金を原資としてエストニアグループ会社に対する部分返済を履行いたしました。当期はこの部分返済金を原資とし、各ファンドに分配させていただきます。

2020年8月期のファンド全体の分配額に関しましては以下をご参照ください。

2020年8月期分配時点（ファンド全体）

2号～9号

当初予定分配額 GEL 0・・・(1)：当初予定分配総額 ※

当月分配額 GEL 34,000・・・(2)：2020年6月期実績分配額

※ 運用開始時に将来のキャッシュフローを想定し、当社が計算した予定分配額

今後のアクションといたしましては、以下の2点が想定されております。

- ① L社が保有する債権ポートフォリオの売却を行い、エストニアグループ会社への返済に充てる
- ② ライセンス手続きが終了後、L社がジョージア国内で受けられる税金の還付を受け、エストニアグループ会社への返済に充てる

当社といたしましては、ジョージア現地のマイクロファイナンス事業のおかれている状況の変化とともに、GA社及びL社の状況を引き続きモニターし、新しい情報が取得され次第、ご報告させていただく所存でございます。引き続き、よろしくお願い申し上げます。

会社概要（クラウドクレジット・ファンディング合同会社）

【代表社員】 クラウドクレジット株式会社

【設立年月】 2016年3月

【資本金】 1,000,000円

【住所】 東京都中央区日本橋茅場町一丁目8番1号